

大口町公共工事設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号）第42条第1項の規定による「契約の内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に協議することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要がある場合とする。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク その他確認困難な要因及び誤測等でやむを得ない場合

(3) 補助事業等の予算執行に伴うもの

(4) 認可条件等の処理に伴うもの

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合（ただし、別件発注するのが妥当な場合は除く。）

(2) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであって、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合

(3) 設計変更により減額する場合

2 諸経費調整に伴う設計変更を行った場合は、変更契約後の契約金額を同条第1項の当初契約金額とみなす。

(設計変更の手続)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更通知何書（様式第1）に整理し、契約担当者の承認を得た上で、請負者に対し設計変更通知書（様式第2）により通知しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

(1) 現場合わせて、工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの

(3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（埋設物の取り壊し等）

2 事前に契約約款第19条に基づき請負者から条件変更確認請求通知書（様式第3）の提出があった場合は、調査を行い、設計変更確認通知何書（様式第4）に整理し、契約担当者の承認を得た上で、調査結果を請負者へ条件変更確認通知書（様式第5）により回答するものとする。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、遅滞なく行わなければならない。た

だし、契約条件等を著しく変更しないもので、前条第1項各号に掲げるいずれかの条件を満たす変更については、工期の末日までに行うことができる。

附 則（平成元年大口町訓令第15号）

この訓令は、平成元年10月6日から施行する。

附 則（平成9年大口町訓令第18号）

この訓令は、平成9年3月26日から施行する。

附 則（平成14年大口町訓令第15号）

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日 大口町訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町訓令第9号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

設計変更通知何書

決 裁 欄			
起 案	年 月 日	起案者職氏名	

下記理由により、(案) のとおり通知してよろしいか。

設計変更該当項目番号 (要領第3条)	概 算 増 減 額	累積概算増減額 (B)	当初契約金額 (A)	円
				当初契約金額に対する比率 (B/A)
第1回	千円	千円		%
第2回	千円	千円		%
第3回	千円	千円		%

第 回設計変更通知書 (案)

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで契約した下記工事について、大口町公共工事請負契約約款第 条に基づき通知します。

記

工 事 名		路線等の名称	
工事場所		当初契約金額	円
設計変更理由	内 容		
	通知事項等		
変 更 事 項	1		
	2		
	3		
軽微な 変更等 事 項	1		
	2		
	3		

様式第2 (第5条関係)

第 回 設 計 変 更 通 知 書

第 年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付で契約した下記工事について、大口町公共工事請負契約約款第 条に基づき通知します。

記

工 事 名		路線等の名称	
工事場所		当初契約金額	円
設計変更理由	内 容		
	(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの ク その他確認困難な要因の場合		
	通知事項等		
変 更 事 項	1 アスベスト除去及び処分を新規計上する。		
	2		
	3		
軽微な 変更等 事 項	1		
	2		
	3		

第 回条件変更確認請求通知書

年 月 日

大口町長 様

住所
氏名

年 月 日付けで契約した下記工事について、大口町公共工事請負契約約款第
条第 項に基づき通知します。

記

工事名		路線名	
工事場所		当初契約金額	円
通知事項等			

様式第4（第5条関係）

設計変更確認通知伺書

決 裁 欄			
起 案	年 月 日	起案者職氏名	

別添の 年 月 日付け第 回条件変更確認請求通知書につきましては、調査した結果（案）のとおり通知してよろしいか。

第 回条件変更確認通知書（案）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付け第 回条件変更確認請求通知書について、大口町公共工事請負契約約款第 条第 項に基づき通知します。

記

工 事 名		路 線 名	
工事場所		当初契約金額	円
通知事項等			

第 回条件変更確認通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付け第 回条件変更確認請求通知書について、大口町公共工事請負
契約約款第 条第 項に基づき通知します。

記

工事名		路線名	
工事場所		当初契約金額	
通知事項等			